広資料第 1 6 0 号令和 5 年 1 2 月 1 5 日教育部学校給食課

武蔵村山市立小学校学校給食調理等業務委託業者について

このことについて、令和5年12月15日付で武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会から別紙のとおり報告がありましたので、お知らせします。

武蔵村山市立小学校学校給食調理等業務 委託業者について(報告)

令和5年12月

武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託 プロポーザル審査委員会

# 目 次

は	じ	め	に・	•	• •	•			•	•		•	•		•	•			•			•		•	•		•	•		•	•		•	•		•	•		٠		•	1
Ι		審	査∅	) 糸	圣 :	過																					•			•												2
	1		申請	青万	支飞	Ç	審	查	Ē (	カ	経	į	咼	•	•	•			•			•					•			•	•		•	•		•	•		•			2
	2		申請	青七	犬衫	況			•	•			•		•	•			•			•					•			•	•		•	•		•	•		•		•	2
П		審	查♂	)糸	古	果																																				3
	1		審査	Ē 0	) [	方	法						•		•																											3
	2		審査	Ē O	り着	結	果		•																														•			3
	3		審查	Ē 0	) į	講	評		•						•	•									•								•	•								5
		4	<b>→</b> ∨A	e d	nI.																																					
Ш			考資																																							
	1		審查	<b>i 3</b>	\( \frac{1}{2} \)	員	会	訍	ל ב	置	要	ī f	湏	•	•	•			•			•		•	•		•	•		•	•		•	•		•	•		•		•	6
	2		審査	<b>i</b> 3	Ę j	員	会	委		1	•		•			•			•			•					•			•	•					•	•		•		•	7
	3		武蔵	抗枯	tЦ	Ĺ <u>-</u>	打ァ	<u></u>	学	: 杉	<u> </u>	学	校	系糸	습.	食	: 計	周:	玾	华	<u> </u>	業	務	<b></b>	Ź	託	フ	°	1	ポ	_	_ =	ザ	ル	/ 写	丰	旃	要	巨台	頁		8

#### はじめに

本報告書は、武蔵村山市立小学校学校給食調理等業務委託業者候補者選定の審査の経過及び結果等について報告するものです。

本市の小学校給食調理等業務については、昭和44年5月の稼働から現在まで、当該施設で市職員直営により給食を提供しておりましたが、施設の老朽化及び従事する職員の高齢化等の理由により、将来、安全・安心な給食の提供が難しい状況が予見されることから、新たな施設の整備を進めるとともに、給食調理の運営業務は民営で行う公設民営方式を採用する運びとなりました。

給食調理等業務の委託に際しては、子供たちの食の安全を第一に考え、委託料のみによることなく、学校給食への考え方や取組、センター方式での十分な運営実績、安全衛生管理などを慎重に確認して候補者を選定する必要があります。このことから、公募型プロポーザル方式を採用し、総合的な見地から判断し、優先契約交渉事業者として選定することに決まりました。

この優先契約交渉事業者の選定に当たっては、武蔵村山市小学校学校給 食調理等業務委託プロポーザル審査委員会を設置し、9月8日及び同月2 7日に会議を開催、11月17日に公募のあった候補者から提出された書 類及び候補者の説明(プレゼンテーション)を実施し、厳正な審査を行いま した。

選定された優先契約交渉事業者には、学校給食の意義及び役割を十分認識され、子供たちに安全・安心でおいしい学校給食が安定的に提供されることを期待するものです。

令和5年12月15日

武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会

委員長池谷光二副委員長鈴木義財女員市子財式五五

# I 審査の経過

# 1 申請及び審査の経過

期日	経	過
令和5年9月8日(金)	第1回審査委員会(書店 武蔵村山市小学校学材 プロポーザルの実施り	交給食調理等業務委託
令和5年9月11日(月)	実施についての公示、 等の説明図書の配布	参加申込書及び仕様書
令和5年9月22日(金)	参加申込書による参加の	申込受付期限
令和5年9月27日(水)		学校給食調理等業務委 係る1次審査(書類審
令和5年9月29日(金)	参加資格審査結果通知	書による通知
令和5年10月10日(火)	仕様書等に係る質問書	是出期限
令和5年10月17日(火)	質問書回答	
令和5年10月18日(水) ~同年11月10日(金)	企画提案書提出	
令和5年11月17日(金)	<ul><li>託プロポーザルに付</li><li>2 武蔵村山市小学校</li><li>託プロポーザルに付</li><li>ザル審査)</li><li>3 武蔵村山市小学校</li></ul>	学校給食調理等業務委 系る事前調整について 学校給食調理等業務委 系る2次審査(プロポー 学校給食調理等業務委 学校給食調理等業務委 報告(案)について

# 2 申請状況

下記の業者からプロポーザル参加に係る企画提案書の提出がありました。

株式会社●●●●、株式会社東洋食品、●●●●株式会社

#### Ⅱ 審査の結果

### 1 審査の方法

審査委員会では、審査要領に基づき、申請業者の名称を明らかにするとともに、当該申請業者が申請要領に示された応募資格等を満たしていることを確認した上で、当該申請業者から提出された申請書、事業計画書その他の書類(以下「提出書類」という。)の内容及び当該申請業者による提出書類の内容に関する説明(プレゼンテーション)を基に、あらかじめ定められた審査基準に従って審査、選定を行いました。

審査の方法は、提出書類による審査の結果並びに当該申請業者による提出書類の内容に関する説明及び質疑応答の結果に基づき、個別に各委員が審査基準の各項目について1点から5点(一部10点)までの点数を付すこと(以下「採点」という。)により行いました。

# 2 審査の結果

審査委員会において厳正な審査を行った結果、次の業者を武蔵村山 市立小学校学校給食調理等業務の優先契約交渉事業者として選定しま した。

名 称 株式会社東洋食品

所在地 東京都台東区東上野一丁目14番4号

代表者 荻久保 英男

# 武蔵村山市立小学校学校給食調理等業務受託希望者審査基準

# ―審査の結果―

審 査 基 準	配点	㈱東洋 食品	A 社	B 社
1 学校給食に対する理解があること。	(15)	13.0	12. 8	11.0
(1) 教育の一環としての学校給食の意義や目的を理解するとともに、その重要性を認識しているか。	5	3.8	4. 0	3. 4
(2) 共同調理場方式をよく理解し、効率的に調理業務を遂行するためのツールや独自システムの方策を提案しているか。	5	4. 2	4. 2	4. 0
(3) おいしい給食づくりの工夫や新たな献立の試作等に対する協力体制が提案されているか。	5	5. 0	4.6	3.6
2 安全・安心でおいしい学校給食を提供することができること。	(35)	32. 6	31.0	28. 8
(1) 学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理マニュアルを整備し、これに基づいた調理業務を行えるか。	5	4.8	4. 4	4. 0
(2) 東京都の「学校給食における安全・衛生管理について」 を遵守するとともに、年度の更新にも速やかに対応できる か。	5	4. 6	4.8	4.0
(3) 過去に安全衛生管理上重大な事故を起こしていないか。 起こしていた場合のその後の対応は適切であったか。	5	4.8	5.0	5.0
(4) 従事者等に対する食品の安全衛生管理に関する教育は 徹底しているか。	5	4. 2	4. 2	3.8
(5) 従事者の健康管理(健康診断、細菌検査等)を確実に行 うとともに労災事故を防ぐための防止策を設定し、その体 制を整備しているか。	5	4. 4	4. 2	3.6
(6) 食中毒、異物混入等の予防対策の取組は十分であるか。	5	4.8	4. 2	3.8
(7) アレルギー対応調理が行える実施体制及び経験を有しているか。	5	5.0	4. 2	4.6
3 業務を安定して行う能力を有していること。	(20)	18. 2	17. 4	16. 4
(2) 仕様書に基づき業務を継続して安定的に履行する能力を有しているか。	5	4.6	4.0	4.0
(2) 緊急時の危機管理体制が確立されており、かつ、その取組が十分に機能するか。	5	4. 2	4. 2	4. 2
(3) 手作り給食の経験者並びに学校給食及び大量調理の経験者を確実に配置するなど、安定的な給食提供のための職員配置がなされるか。	5	4. 4	4. 4	4.0
(4) 突発的な事象に対し、交代要員の確保など、十分に対応 できる体制を有しているか。	5	5. 0	4.8	4. 2
4 その他	(30)	26.8	25. 2	20. 4
(1) 独自の事業等の提案は適切であるか。	10	8.8	8.8	6. 4
(2) 全体の予算は適切で、経費節減が図れるものであるか。	10	9. 2	8.0	6. 4
(3) 災害時の支援体制は、実施可能な提案となっているか。	10	8.8	8. 4	7.6
合 計 点 数	100	90. 6	86. 4	76. 6

# 3 審査の講評

選定された委託業者候補者は、全国的にセンター方式、自校方式において運営実績、経験が豊富な上、複層階での運営実績など多様なノウハウを蓄積しており、本市の学校給食の現状を理解した中での現実的な提案であり、本市の学校給食に対して大変理解があるものと評価しました。

また、学校給食において最も重要な「食の安全」に関しても、 IS022000(食品衛生マネジメントシステム)も申請中であり、令和6年 度当初には取得見込み並びに計画的な従業員教育、衛生監視体制及び アレルギー対応時の応援体制の確立など、「安全・安心でおいしい学校 給食」の提供のための取組が提案されています。

これらのほかにも、現在建設中の学校給食センターは、災害時に応急 給食拠点として市内各所の避難所生活者等に応急給食を実施するため の機能を併せ持つ(仮称)防災食育センターとして運用することを踏ま え、災害時には当該施設の防災機能をフル活用し、緊急時の応援協力体 制など現実的な取組が提案されています。

さらに、業務開始後の施設管理関係についても、設備の不具合等が発生することが想定されますが、簡易な補修の対応、運営に支障の出る故障個所の発見、その後の修繕の提案など、全国各地のセンター運営の実績において蓄積したノウハウを活かし、これらを迅速にバックアップされる体制が構築されていることから、安定的な学校給食の提供がなされていくものと考えます。

一方、経費については、人件費、原材料費、エネルギー費関係の上昇傾向の中でも本市の学校給食センターの現状を鑑みた提案となっており、適切な積算であると判断し、総合的な提案内容について高く評価するに至りました。ただし、更なる創意工夫による経費の節減にも期待するところです。

令和7年4月からの本稼働後においても、多様なノウハウ、実績、経験をフルに活用し手作りメニュー、アレルギー献立の実践など、より安全・安心でおいしい学校給食を安定的に提供されることを期待しています。

### Ⅲ 参考資料

#### 1 審査委員会設置

武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会要 領

令和5年9月1日

(設置)

第1条 武蔵村山市立小学校において実施する学校給食の調理業務等を委託する に当たって、その委託業務契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式に よる契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公平に行うため、武蔵村山市小学 校学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 実施要領の策定に関すること。
  - (2) 事業者選定に関すること。
  - (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
  - (4) その他必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員5人で組織する。
- 2 委員は、教育長、企画財政部長、教育部長、教育部学校給食課長、同部学校 給食課防災食育センター整備担当課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ教育長及び教育部 長の職にある委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理 する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、 その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部学校給食課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

# 2 審査委員会委員

	氏	名		区 分	備考
池	谷谷	光	<u>"</u>	教育長の職にある者 (要領第3条第2項該当)	委員長
すず	木	義	雄	教育部長の職にある者 (要領第3条第2項該当)	副委員長
あめ	A.P.	別	かず <b>和</b>	企画財政部長の職にある者 (要領第3条第2項該当)	委員
神	亭	たけ武	Ľ	教育部学校給食課長の職にある者 (要領第3条第2項該当)	委員
· 矣	野	喜	之	教育部学校給食課防災食育センター 整備担当長の職にある者 (要領第3条第2項該当)	委員

### 3 武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル実施要領

#### 1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル(以下「本業務委託プロポーザル」という。)の実施について、必要な事項を定めるものである。

#### 2 業務概要

- (1) 件 名 武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託
- (2) 業務内容 「武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和7年3月1日(土)から令和13年7月31日(木)まで

#### 3 予算

提案上限額 (消費税及び地方消費税を含む。) 1,584,530,000 円 (ただし、令和6年度分は1,200,000円を上限額とする。)

※ 上記の提案上限額は、令和6年度以降の予算のため現時点では未確定である。武蔵村山市議会による減額、修正又は削除等の修正があった場合は、 契約の締結を中止又は仕様書を変更して契約を締結する場合がある。

#### 4 スケジュール (予定)

年月	内容	備考
令和5年9月11日(月)	実施について公示、参加申込書及び仕様書	ホームページ
	等の説明図書の配布	
9月22日(金)	参加申込書による参加申込受付期限	持参、郵送又はメール
9月27日 (水)	1次審查(書類審查)	
10月3日(火)	参加資格審査結果通知書による通知	メール
10月10日(火)	仕様書等に係る質問書提出期限	メール
10月17日(火)	質問書回答	メール
10月18日(水)~	企画提案書提出	持参、郵送
11月10日(金)		
11月17日(金)	2次審査(プロポーザル審査)	プレゼンテーション等
11月22日(水)	プロポーザル審査結果通知書による通知	メール
12月中旬	教育委員会報告 (優先契約交渉事業者)	

令和6年12月(上旬)	契約締結請求、執行伺、仕様書、随意契約	
	(特命) 依頼書の提出	
令和7年2月(上旬)	契約締結	

#### 5 実施形式

公募型プロポーザル

#### 6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 武蔵村山市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(昭和51年5月15日市長決裁)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱 (平成 23 年武蔵村山市訓令 (甲) 第7号) の措置要件に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の 4 第 1 項の規定に 該当していないこと。
- (6) 5,000食以上の学校給食における共同調理場方式のセンターにおいて、 3年以上の調理及び配送配膳の業務受託実績を有していること。
- (7) 東京都内に本社、支社又は事業所のいずれかを有していること。
- (8) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

#### 7 募集内容

- (1) 募集方法 市公式ホームページ
- (2) 申込方法 主管課窓口持参、郵送又は電子メール
- (3) 参加申込時提出書類及び部数
  - ア 参加申込書(第1号様式)及び応募資格要件確認書(第2号様式) 各 1部
  - イ 武蔵村山市競争入札参加資格証(写し) 1部
  - ウ 業務実績書(第3号様式) 1部

#### 8 情報公開及び提供

- (1) 情報公開及び提供の内容 実施要領、募集要項、仕様書等の説明図書、全 参加事業者についての評価 (ただし、優先交渉権者以外は匿名)、審査委員
- (2) 情報公開及び提供の方法 市公式ホームページ

#### 9 審査概要

別に定める武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査する。

(1) 委員構成

ア 委員長 教育長

イ 副委員長 教育部長

ウ 委 員 企画財政部長、学校給食課長、防災食育センター整備担当課 長

(2) 審査方法

第一次審査(書類審査)及び第二次審査(提案書、見積書、プレゼンテーション審査)

#### 10 優先契約交渉事業者決定方法

- (1) 受託事業者は、公募型プロポーザルにより選考する。
- (2) 受託事業者は、審査委員会の審査に基づき審査委員会委員長が決定する。
- (3) 選考は、審査基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答 の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その事業者と合意に至らない場合は、評価点の合計が次に高い事業者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員の多数決により選定する。
- (6) 選考結果は、参加事業者全てに通知する。
- (7) 参加者が1社になった場合でも審査を行い、審査委員の評価点の平均点が満点の2分の1以上である場合は、優先契約交渉事業者として選定する。

#### 11 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書等を次のとおり提出すること。なお、提出期限までに参加申込書等の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類及び部数

ア 参加申込書 (第1号様式) 及び応募資格要件確認書 (第2号様式) 各 1部

- イ 武蔵村山市競争入札参加資格証(写し) 1部
- ウ 業務実績書(第3号様式) 1部
- (2) 提出期限

令和5年9月22日(金) 午後5時(必着)

(3) 提出方法

主管課窓口持参、郵送(郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。)又は電子メールで提出すること。電子メールで提出する場合、電子メール送信後に担当まで送信確認の電話連絡をすること。

(4) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課

#### 12 第一次審査

(1) 書類審査

参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、申込事業者全員に対し、 参加資格審査結果通知書を令和5年9月27日(水)までに、電子メールに より通知する。なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものと する。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格 を満たしていないと通知された参加事業者は、令和5年9月27日(水)か ら令和5年10月4日(水)までの期間において、その理由について説明を 求めることができる。

(2) 留意事項

提出後の差替えは認めず、書類は返却しない。

#### 13 企画提案書の提出

第一次審査において、参加資格審査結果通知書により参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

(1) 提出書類

企画提案書(第4号様式)を提出するものとする。

(2) 記載内容

企画提案書の内容は、第4号様式別紙を参考に作成すること。

(3) 提出期限

令和5年11月10日(金)午後5時(必着)

(4) 提出部数

正本:1部 副本:7部

(5) 提出方法

主管課窓口持参、郵送 (郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。)。

(6) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課

(7) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ サイズは A4 判、縦型、横書きを基本とすること。また各ページ下部にページ番号を付すこと。

ウ ファイルの表紙に、「業務名」「事業者名」を明記すること。

- エ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、 過大なものとならないよう留意すること。白黒、カラーは問わない。
- オ 提出書類の差替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会から の要請のあったものについてはこの限りではない。
- カ 提出後の書類は返却しない。

#### 14 見積書の提出

- (1) 企画提案書とは別に、仕様書での要求要件を全て満たすために必要となる見積書を提出すること。(第5号様式)なお、見積書は開業準備期間と年度ごとに分けて作成し、全ての期間の集計総括表も作成すること。
- (2) 見積書には、事業者の所在地・商号又は名称・代表者肩書・氏名を記入すること。
- (3) 見積上限額(消費税及び地方消費税を含む。)を超えないこと。超えた場合には失格となるため注意すること。
- (4) 提出期限

#### 令和5年11月10日(金)午後5時(必着)

(5) 提出部数

正本:1部 副本:7部

(6) 提出方法

主管課窓口持参、郵送 (郵送の場合は、締切日時までに必着のこと。)。

(7) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課

#### 15 質問受付及び回答

仕様書等の提出に関し質問がある場合は、所定の質問書を次により提出する こと。なお、期限までに到達しない質問及び電話(ロ頭)での質問には回答し ない。

(1) 受付期間

<u>令和5年10月3日(火)午前9時から</u> 令和5年10月10日(火)午後5時まで(必着)

(2) 質問方法

質問事項は、質問書に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。

なお、メール件名は「【事業者名】 武蔵村山市小学校学校給食調理等業務委託 (質問書)」とし、電子メール送信後に担当まで送信確認の電話連絡をすること。

なお、実施要領や企画提案書等の記入方法、手続等、本業務の申請に必要 と判断される質問のみを受け付ける。

(3) 提出先

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課

(4) 回答

提出された全ての質問と回答について、令和5年10月17日(火)まで に電子メールにより通知するとともに、市ホームページで公開する。

#### 16 第二次審査 (プレゼンテーション)

(1) 概要

ア 審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員は、5名とする。

(2) 日時

令和5年11月17日(金)(予定)とし、提案事業者に電子メールにより 別途連絡する。

(3) 場所

中部地区会館401大集会室(市役所4階)

(4) 審査基準

ア 「審査基準表」の各評価項目に対し、評価採点を行う。

イ 全委員の採点を合計して平均点を算出し、評価点が最も高い事業者を優 先契約交渉事業者として決定する。

ウ 委員1人当たりの最高点は100点とする。

(5) 審查方法

- ア 審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。
- イ プレゼンテーションへの参加人数は5人以内とし、実際に業務を委託した際に主として担当する者を出席させること。
- ウ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- エ 実施時間は、1事業者につき30分以内(準備等含む)プレゼンテーションで20分以内及び質疑応答10分以内とする。
- オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を踏まえて行うこととし、 追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。パソコン及びプロジェクタ ーの使用を許可するが、パソコン・プロジェクター等は事業者が持参する こと。
- カ 審査は個別に行い、非公開とする。なお、プレゼンテーションの内容は 録音する場合ある。
- キ 開始時間、会場等詳細は、後日メールにて連絡する。

#### (6) 審査結果

審査の結果は、令和5年11月22日(水)に電子メールにより第二次審査を受けた全事業者に対して、プロポーザル審査結果通知書により通知する。なお、審査及び審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、優先契約交渉事業者として決定されなかった参加事業者は、令和5年11月22日(水)から11月27日(月)までの期間において、決定されなかった理由について説明を求めることができる。

#### 17 審查基準

審査基準は、次のとおりとする。

審 査 基 準	配点
1 学校給食に対する理解があること。	(15)
(1) 教育の一環としての学校給食の意義や目的を理解するとともに、その重要性を認識しているか。	5
(2) 共同調理場方式をよく理解し、効率的に調理業務を遂行するためのツールや独自システムの方策を提案しているか。	5
(3) おいしい給食づくりの工夫や新たな献立の試作等に対する協力体制が提案されているか。	5
2 安全・安心でおいしい学校給食を提供することができること。	(35)

(1) 学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理マニュアルを整備し、これに基づいた調理業務を行えるか。	5
(2) 東京都の「学校給食における安全・衛生管理について」を遵守するとともに、 年度の更新にも速やかに対応できるか。	5
(3) 過去に安全衛生管理上重大な事故を起こしていないか。起こしていた場合のその後の対応は適切であったか。	5
(4) 従事者等に対する食品の安全衛生管理に関する教育は徹底しているか。	5
(5) 従事者の健康管理(健康診断、細菌検査等)を確実に行うとともに労災事故を防ぐための防止策を設定し、その体制を整備しているか。	5
(6) 食中毒、異物混入等の予防対策の取組は十分であるか。	5
(7) アレルギー対応調理が行える実施体制及び経験を有しているか。	5
3 業務を安定して行う能力を有していること。	(20)
(1) 仕様書に基づき業務を継続して安定的に履行する能力を有しているか。	5
(2) 緊急時の危機管理体制が確立されており、かつ、その取組が十分に機能するか。	5
(3) 手作り給食の経験者並びに学校給食及び大量調理の経験者を確実に配置するなど、安定的な給食提供のための職員配置がなされるか。	5
(4) 突発的な事象に対し、交代要員の確保など、十分に対応できる体制を有しているか。	5
4 その他	(30)
(1) 独自の事業等の提案は適切であるか。	10
	10
(2) 全体の予算は適切で、経費節減が図れるものであるか。	10
(2) 全体の予算は適切で、経費節減が図れるものであるか。 (3) 災害時の支援体制は、実施可能な提案となっているか。	

#### 18 契約の交渉及び締結

## (1) 通則

契約に際しては、契約優先交渉事業者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されてない場合又は協議が調わなかった場合は、次点の交渉事業者との協議に移るものとする。

# (2) 契約金額

契約金額は、原則、契約優先交渉事業者から提出された見積額とする。

## (3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施される

ものとする。

(4) 契約成立の要件

当該委託契約の履行については、 令和6年第 1 回武蔵村山市議会定例会 (予定)により予算の可決が条件となる。また、審議の内容により、仕様書 の一部が変更となる場合がある。

#### 19 情報公開及び提供

(1) 情報公開の内容

ア 優先契約交渉事業者決定前

実施要領及び仕様書並びに小学校学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会要領、実施要領、仕様書

イ 優先契約交渉事業者決定後

決定された優先契約交渉事業者及び審査結果(決定された優先契約交渉 事業者以外は匿名とする。)

(2) 提供方法

市ホームページ

#### 20 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 当市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した事業者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した事業者に無断で、本業務委託プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。
- (6) 当市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例(平成18年武蔵村山市条例第20号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。

なお、本業務委託プロポーザルの優先契約交渉事業者決定前において、決 定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

#### 21 失格事項

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプロポーザル及び質疑応答に応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 価格見積書の金額が、見積上限額を超過した場合

#### 22 その他

- (1) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面(任意様式)により、事務局宛に提出すること。
- (3) 本業務委託プロポーザルは、優先契約交渉事業者を決定することを目的に 実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものでは ない。

#### 23 事務局 (問合せ・提出先)

 $\overline{7}$  2 0 8 - 0 0 0 4

武蔵村山市本町六丁目1番地の1

武蔵村山市教育委員会教育部学校給食課 担当:神子・鳴川

電話 042-560-2597 FAX 042-590-2598

Email: lunch-propo@city.musashimurayama.lg.jp